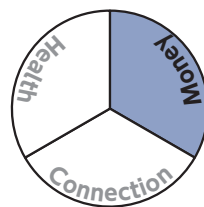


日本 ～フリーランスと新型コロナと 社会保障格差～



経済調査部 副主任エコノミスト 星野 卓也(ほしの たくや)

フリーランスの休業補償が問題に

筆者は、本誌の2019年9月号で「フリーランスとフリーターと日本型雇用」と題した原稿を執筆した。そこでは、フリーランスと雇用者の社会保障の内容に格差があり、経済環境が悪化した際にその差が問題になる可能性を指摘した。折しも、新型コロナウイルスの感染拡大が経済活動に大きな打撃をもたらす中で、フリーランスへの所得補償が、国会において中心議題のひとつとなった。

雇用者とフリーランスにある社会保障格差

既存の社会保障制度の多くは、“雇用関係”の存在が前提となっている。このため、雇用されている人と雇用関係のないフリーランスの場合、その内容には大きな隔たりがある。例えば公的年金については、フリーランスは基礎年金のみの国民年金に加入するのに対して、要件を満たした雇用者は二階部分の付随した厚生年金に加入する。雇用者には失業時の所得補償が行われる雇用保険があるが、フリーランスは加入できない。業務の際の事故や怪我、病気の際に支給される労働者災害補償保険も同様だ。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大で議論となった休業補償にも大きな違いがある。労働基準法は、使用者の責による休業に関して、企業側に平均賃金の最低60%の休業補償を支給する義務を定めている。また、雇用されている人が加入する健康保険には傷病手当金の制度がある。これは、病気・怪我による休業について、給料の3分の2を支給するものである。フリーランスの場合には、いずれも対象外だ。

政府は新型コロナ対策第2弾において、雇用者の休業に対して支給される雇用調整助成金の拡充に加え、政府の学

校の休校要請を理由に休職した保護者に対して、休業日数に応じた助成金を支給する決定を行った。ただし、フリーランスに関しては日額4,100円、雇用者の約半額とされた。また、この給付は「休校要請で休職した保護者」に限定されていた。外出、イベントなどの自粛要請で仕事がなくなったことに対する補償はなかったのである。

続いて、4月7日に政府が示した緊急経済対策では、中小企業に最大200万円、フリーランスを含めた自営業者に最大100万円を支給する制度が加わった。政府も当初は手薄だったフリーランスに対する補償を徐々に拡大している。

社会保障の整理整頓はアフターコロナの課題に

雇用者の休業に対して支給される雇用調整助成金の財源は、雇用保険料の一部で賄われている。原則論に立つのであれば、雇用調整助成金が受けられるのは保険料を支払ってきた人に限るべきとの考え方もあろう。財政資金を用いたフリーランスへの休業補償は“ただ乗り”にも映るかもしれない。

しかし、こうした有事の際の所得補償に“働き方”による大きな差が存在すること自体が本来望ましい形ではないだろう。今回のフリーランスへの補償に関する一連の問題は、社会保障の制度不良の問題としてとらえる必要がある。

コロナショック前から、フリーランスに対する社会保障の問題は議論がなされてきた。厚生労働省の労働政策審議会が2018年に示した検討会の報告書では、独立自営業者を続けるうえでの問題点として、失業保険や労災保険がないことが挙げられている。働き方の多様化に対応した社会保障制度の構築は、アフターコロナにおける政策課題のひとつとなろう。